

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第2 重加算税の計算 (重加算税を課す連結留保金額の計算等)</p> <p>4 連結親法人が特定同族会社である場合において、重加対象連結所得から留保した部分の金額(以下「連結留保金額」という。)に対して課される法人税法第81条の13第1項《連結特定同族会社の特別税率》の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる連結留保金額は、更正等の後の連結留保金額から重加算税を課さない部分の連結留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の連結留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第81条の13第2項の法人税額及び<u>地方法人税額</u>並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1) 法人税額 その不正事実以外の事実に基づく連結所得金額について計算した金額</p> <p>(2) <u>地方法人税額</u> その不正事実以外の事実に基づく連結所得金額を基礎として計算した金額</p> <p>(3) 道府県民税及び市町村民税の額 原則として当該更正等がある前の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額(通則法第65条第4項に規定する正当な理由があると認められる事実がある場合には、当該事実のみに基づく更正等があったものとした場合の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額)</p>	<p>第2 重加算税の計算 (重加算税を課す連結留保金額の計算等)</p> <p>4 連結親法人が特定同族会社である場合において、重加対象連結所得から留保した部分の金額(以下「連結留保金額」という。)に対して課される法人税法第81条の13第1項《連結特定同族会社の特別税率》の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる連結留保金額は、更正等の後の連結留保金額から重加算税を課さない部分の連結留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の連結留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第81条の13第2項の法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1) 法人税額 その不正事実以外の事実に基づく連結所得金額について計算した金額</p> <p>(2) 道府県民税及び市町村民税の額 原則として当該更正等がある前の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額(通則法第65条第4項に規定する正当な理由があると認められる事実がある場合には、当該事実のみに基づく更正等があったものとした場合の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額)</p>